

教教教  
令和3年1月8日

各学部・研究科長 殿  
学務審議会委員長 殿

理事・副学長（教育・学生支援担当）  
滝澤 博胤

BCPレベル1・2における授業実施の取扱い・対応ガイドラインについて（通知）

このことについて、本学BCP表の改訂および国内における感染拡大を踏まえたレベル指定の変更に伴い、「BCPレベル1・2における授業実施の取扱い・対応ガイドライン」として整理し、改訂しましたので、お知らせいたします。

○改訂のポイント

行動指針BCPの改訂及びレベル2への引き上げに伴い、授業の実施等に関するレベル1及び2での留意事項を整理しました。なお、主要な改訂箇所アンダーラインを引いていません。

【参考】 文部科学省 Web サイト

大学・大学院・高専に関する情報

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00016.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00016.html)

衛生管理マニュアル

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00029.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html)

## BCPレベル1・2における授業実施の取扱い・対応ガイドライン (R3.1.8)

### 【授業】

BCP表に定める形で授業を実施する。

対面授業を実施する際は、以下に記載する事項を遵守し、具体的な授業実施方法については、授業を実施する組織（学部、研究科、学務審議会）ごとに対応する。

#### <BCPレベル1>

十分な感染防止対策を施した上で、対面授業にオンラインを併用して授業等を実施する。

#### <BCPレベル2>

原則オンラインにより授業を実施する。

定期試験や学位論文審査、実技・実験・実習の授業科目等の対面での実施が不可欠な場合は、十分な感染防止対策を施した上で、対面により実施することができる。

### (遵守事項)

- ・ 体調不良・発熱等の風邪症状のある場合は、授業への出席は不可とする。
  - 体調不良・発熱等の風邪症状による欠席において、診断書の提出は求めない。
  - 体調不良・発熱等の風邪症状があり授業を欠席した者は、「体温・体調チェックシート（東北大学 健康観察票）」などを提出することで、本取扱いによる欠席として確認することとする。
    - 参考1：体温・体調チェックシート（東北大学 健康観察票）
    - 参考2：新型コロナウイルス感染症対策（体調不良者対応等）フロー図
  - 欠席者への対応については、後述する【補習授業や補講等について（欠席者への対応を含む）】のとおりとする。
- ・ マスク着用を徹底する。（ただし、フィールドワーク・調査等で呼気が激しくなることがある場合には、マスクの着用に替えて、十分な距離を空けて活動を行う。）
- ・ 各教室等にアルコール消毒液を設置し、消毒を励行する。
- ・ 複数の人の手が触れる場所は適宜消毒を行う。
- ・ クラスター（集団）発生3条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発話）の抑制を意識し、以下を実施する。
  - 授業開始前および授業終了後は全ての窓を開放して換気を行い、授業中は授業運営に支障のないように窓を開放して換気を行う。
  - 座席配置は、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2020.12.3 Ver.5）」を参考に距離を確保することとする。
    - <対応例1>履修者を幾つかのグループに分け、授業へ出席する者・オンライン受講する者を交互に回ごとに指示しながら授業を実施していく。
    - <対応例2>従前実施していた教室より広い教室の利用が可能である場合は、教室変更して広い教室を使用する。
  - 近距離での会話を禁止する。やむを得ず対面して実施しなければならない授業においては、必要最低限の時間とする。

(留意事項)

- ・ 授業出席のための登校・下校時においても混雑が生じないように配慮する。

#### 【遠隔授業の活用】

- ・ 今後実施される授業については、各授業科目で学修する内容・特性に合わせて対面授業とオンライン授業を効果的に併用して授業を実施していくこととする。

例) 全15回の授業において、教科書内容を解説する講義部分を事前収録していた講義動画の視聴等により行い、演習を行う部分を対面で実施するなど、対面とオンラインを組み合わせた授業の実施。

(参考1：オンライン授業ガイド)

オンラインによる授業実施にかかる「教員向け情報」および「学生向け情報」を『オンライン授業ガイド』として以下のサイトに掲載

◇ 教員向け情報：<https://olg.cds.tohoku.ac.jp/forstaff>

◇ 学生向け情報：<https://olg.cds.tohoku.ac.jp/forstudents>

※ 面接授業以外の授業を行う際に、留意すべき事項

(令和2年6月5日付け2文科高第238号「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて(周知)」)

- ・ 授業担当教員の各授業ごとの指導計画(シラバス等)の下に実施されていること。
- ・ 授業担当教員が、オンライン上での出席管理や、確認的な課題の提出などにより、当該授業の実施状況を十分に把握していること。
- ・ 学生一人一人へ確実に情報を伝達する手段や、学生からの相談に速やかに応じる体制が確保されていること。
- ・ 大学として、どの授業科目が遠隔授業で実施されているかなど、個々の授業の実施状況について把握していること。

#### 【同一科目複数クラス開講授業における留意事項】

- ・ 同一科目を複数クラス開講する授業では、原則として同一の授業方法(対面による授業/オンライン授業/対面・オンラインを併用する授業)により実施すること。
  - 全学教育科目において開講する授業の多くは、同一授業科目名であっても、授業題目により異なる授業内容としている場合や、特定の学部・学科を主対象として開講されるクラスもあるため、科目群ごとにそれぞれの科目委員会等において調整する。

#### 【授業方法の明示】

- ・ 授業方法等はシラバスへ記載することとしており、変更等がある場合はシラバスの記載を修正する。

- 授業を実施している途中で授業方法等に変更が生じた場合は、受講学生へ必ず変更点を説明し、当該授業の授業期間内にシラバスの内容を修正する。
- 当初シラバスへ記載している授業方法等から変更がある場合は、次学期開始までを目途にシラバスへの記載を修正することとする。

#### 【通学準備の周知】

- ・ B C P レベル 3 以上の状態から B C P レベル 1 又は 2 となる際は、帰省等により来仙していない学生や来学できない状態にある学生がいることを踏まえ、授業に出席するための準備期間を考慮して対面授業の開始日を設定するとともに、事前の周知を行うこととする。
  - ただし、学生の所在地において全ての履修科目をオンラインで受講できるようにして実施されるプログラムの履修学生を除く。
  - 学部・研究科の授業期間を変更し、授業開始日を繰り上げる場合は、当該授業を履修する学生への周知を徹底するとともに、通学準備の対応が間に合わず授業へ出席することができない学生へは十分な配慮を行うこととする。

#### 【修学指導・履修相談の実施】

- ・ 各学期における履修登録科目・単位修得科目の状況を把握して指導が必要となる学生への修学指導を行うとともに、学期開始時においては履修相談の窓口を設置するほか、履修相談先の周知を徹底すること。
  - 特に入学初年次となる学年には、B C P レベル 1 の状況である場合は、感染防止の対応を行いながら対面によるガイダンス等を積極的に実施し、学生が孤立することを防止する。
  - B C P レベル 2 の状況におけるガイダンス等の実施は、原則オンラインによる実施（B C P 表「催事・イベント等」欄）となるため、特に新入生はオンライン受講環境の準備から設定が必要であることを踏まえて説明内容を準備するとともに、各ガイダンス等における説明を後日オンデマンドによっても視聴できるように配慮する。

#### 【授業期間について】

- ・ 大学設置基準第 2 3 条により「各授業科目の授業は 1 0 週又は 1 5 週にわたる期間を単位として行うものとする。」と規定されており、本学学部通則および大学院通則により各学期の期間、各休業日が規定されていることを踏まえ、年度ごとに学年暦・授業日程を設定する。
  - 文部科学省より令和 2 年 6 月 5 日に示された『大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン』において、「補習授業、遠隔授業、授業中に課すものに相当する課題研究等を活用し、大学設置基準第 2 1 条等で定める学修時間を確保するための方策を大学等が講じていることを前提に、10 週又は 15 週の期間について弾力的に取り扱って差し支えない」とした扱いは、令和 2 年度中における授業期間における扱いとなっており、令和 3 年度以降における取り扱いについては未定であることに留意する。

**【各授業の授業回数（時間数）について】**

- ・ 弾力的な授業期間の取扱い（急な休業実施を含む）の下で、当初計画されている授業回数（時間数）の授業が実施できない場合は、補講授業の実施や、遠隔授業の実施、又は授業中に課すものに相当する課題研究等に代替すること等により、大学設置基準第21条等で定める必要な学修時間を確保することとする。（文部科学省「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A（令和2年5月22日時点）」Q&A A2より整理）  
例）15回の講義回数を実施することができない場合に、ISTU等による収録授業の視聴や課題演習等を課すことにより、柔軟に取扱い実施していく。

**【補習授業や補講等について（欠席者への対応を含む）】**

- ・ 授業を十分に受けることができないことによって、学修に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り収録授業の活用や講義ノート・資料のISTU等への掲載など、ICT機能を用いた学習機会を確保するとともに、欠席の申し出があった学生へは治癒後及び待機期間終了後に、補習授業、遠隔授業、授業中に課すものに相当する課題研究等を活用し、弾力的な学修評価を行うこととする。

**【基礎疾患を有する学生への対応について】**

- ・ 基礎疾患を有している学生が教室で行われる授業への出席に不安を持つ場合は、所属部局の教務係へ申し出ることとする。学生から申し出があった場合は、授業担当教員へ別途対応の依頼を行う。